

平成30年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第196回国会(常会)提出

平成30年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	24
3 地 方 特 例 交 付 金	24
4 地 方 交 付 税	25
5 国 庫 支 出 金	26
6 地 方 債	27
7 使用料及び手数料	30
8 雑 収 入	30
9 復旧・復興事業一般財源充当分	30
10 全国防災事業一般財源充当分	30
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	32
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	32
（二）歳出の概要	36
1 給 与 関 係 経 費	36
2 一 般 行 政 経 費	37
3 公 債 費	40
4 維 持 補 修 費	41
5 投 資 的 経 費	41
6 公 営 企 業 繰 出 金	46
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	47
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	47

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	53
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	53
(二) 歳入の概要	53
1 震災復興特別交付税	53
2 一般財源充当分	54
3 国庫支出金	54
4 地方債	55
5 雑収入	56
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	57
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	57
(二) 歳出の概要	58
1 給与関係経費	58
2 一般行政経費	58
3 公債費	59
4 投資的経費	60
5 公営企業繰出金	61
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	61
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	65
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳入の概要	65
1 地方税	65
2 一般財源充当分	66
3 雑収入	66
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	67
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	67
(二) 歳出の概要	68
公債費	68

策 定 方 針

平成 30 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 30 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 30 年度地方税制改正では、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講ずることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設を決定している。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成 29 年度に講じた平成 31 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、平成 30 年度の財源不足見込額 6 兆 1,783 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、平成 28 年度分の精算による 2,245 億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により 7,022 億円（地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,367 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 28 年 12 月 19 日付け総務・財務両大臣覚書第 8 項に定める平成 30 年度における「乖離是正分加算額」2,000 億円並びに臨時財政対策特例加算額 1,655 億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金 750 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆 9,865 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

③ 上記の結果、平成 30 年度の地方交付税については、16 兆 85 億円（前年度比 3,213 億円、2.0%減）を確保する。

④ 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、4,000 億円の償還を実施する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆6,456億円（普通会計分9兆2,186億円及び公営企業会計等分2兆4,270億円）とする。

(4) 地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

① 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）を計上する。

② 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、内容を拡充し4,800億円（前年度比1,300億円増）に増額するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し3.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

③ 「重点課題対応分」については、引き続き2,500億円（前年度同額）を計上する。

④ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

⑤ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

⑥ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

⑦ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,227億円を確保する。また、一般財源充当分として77億円を計上する。

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、53億円（普通会計分32億円及び公営企業会計等分21億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆1,079億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として728億円を計上するとともに、一般財源充当分として306億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は86兆8,973億円であり、前年度に比し、2,775億円（0.3%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I	地方税	394,294	390,663	3,631	0.9	
II	地方譲与税	25,754	25,364	390	1.5	
1	地方揮発油譲与税	2,514	2,560	△ 46	△ 1.8	
2	石油ガス譲与税	80	83	△ 3	△ 3.6	
3	自動車重量譲与税	2,675	2,560	115	4.5	
4	航空機燃料譲与税	149	149	0	0.0	
5	特別とん譲与税	125	125	0	0.0	
6	地方法人特別譲与税	20,211	19,887	324	1.6	
III	地方特例交付金	1,544	1,328	216	16.3	
IV	地方交付税	160,085	163,298	△ 3,213	△ 2.0	
V	国庫支出金	136,512	135,386	1,126	0.8	
1	義務教育職員給与費負担金	15,228	15,248	△ 20	△ 0.1	
2	その他普通補助負担金等	91,730	91,194	536	0.6	
	(ア) 生活扶助費等負担金	14,177	14,521	△ 344	△ 2.4	
	(イ) 医療扶助費等負担金	14,112	13,966	146	1.0	
	(ウ) 介護扶助費等負担金	738	706	32	4.5	
	(エ) 児童保護費等負担金	1,277	1,240	37	3.0	
	(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	13,538	12,946	592	4.6	
	(カ) 児童手当等交付金	13,795	14,007	△ 212	△ 1.5	
	(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,635	3,578	57	1.6	
	(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	8,977	7,879	1,098	13.9	
	(ケ) その他の補助負担金等	21,481	22,351	△ 870	△ 3.9	
3	公共事業費補助負担金	26,995	26,373	622	2.4	
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,710	26,072	638	2.4	
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	285	301	△ 16	△ 5.3	
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	283	283	0	0.0	
5	施設等所在市町村調整交付金	72	72	0	0.0	
6	交通安全対策特別交付金	602	621	△ 19	△ 3.1	
7	電源立地地域対策等交付金	1,178	1,196	△ 18	△ 1.5	
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	370	344	26	7.6	
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	54	55	△ 1	△ 1.8	
VI	地方債	92,186	91,907	279	0.3	
VII	使用料及び手数料	16,091	16,184	△ 93	△ 0.6	
VIII	雑収入	42,890	42,370	520	1.2	
IX	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 77	0	0.0	
X	全国防災事業一般財源充当分	△ 306	△ 225	△ 81	36.0	
	歳入合計	868,973	866,198	2,775	0.3	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	394,294	45.4	390,663	45.1
2 地 方 譲 与 税	25,754	3.0	25,364	2.9
3 地 方 特 例 交 付 金	1,544	0.2	1,328	0.2
4 地 方 交 付 税	160,085	18.4	163,298	18.8
5 国 庫 支 出 金	136,512	15.7	135,386	15.6
6 地 方 債	92,186	10.6	91,907	10.6
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,091	1.8	16,184	1.9
8 雑 収 入	42,890	4.9	42,370	4.9
歳 入 合 計	869,356	100.0	866,500	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆6,577億円、市町村税21兆7,717億円、合わせて39兆4,294億円であり、前年度に比し、道府県税は3,092億円(1.7%)減少、市町村税は6,723億円(3.2%)増加、合わせて3,631億円(0.9%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成29年 度当初見 込額 (A)	平成30年度				平成29年 度当初見 込額に 対する増 減収額 (D)-(A)	比 較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)		
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	58,443	57,995	54,596	1	54,597	△ 3,846	93.4
ア 個 人 均 等 割	620	692	628	-	628	8	101.3
イ 所 得 割	47,894	46,880	43,601	-	43,601	△ 4,293	91.0
ウ 法 人 均 等 割	1,409	1,425	1,409	-	1,409	0	100.0
エ 法 人 税 割	4,946	5,178	5,138	1	5,139	193	103.9
オ 利 子 割	589	485	485	-	485	△ 104	82.3
カ 配 当 割	1,925	1,638	1,638	-	1,638	△ 287	85.1
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,060	1,697	1,697	-	1,697	637	160.1

税 目	平成29年 度当初見 込額 (A)	平 成 30 年 度				比 較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成29年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)		
2 事業税	43,390	42,645	42,433	-	42,433	△ 957	97.8	
ア 個人	2,030	2,154	2,077	-	2,077	47	102.3	
イ 法人	41,360	40,491	40,356	-	40,356	△ 1,004	97.6	
3 地方消費税	45,993	47,068	47,068	-	47,068	1,075	102.3	
ア 譲渡割	33,374	34,834	34,834	-	34,834	1,460	104.4	
イ 貨物割	12,619	12,234	12,234	-	12,234	△ 385	96.9	
4 不動産取得税	4,108	4,452	4,188	△ 2	4,186	78	101.9	
5 道府県たばこ税	1,508	1,378	1,378	29	1,407	△ 101	93.3	
6 ゴルフ場利用税	449	449	448	-	448	△ 1	99.8	
7 自動車取得税	1,319	1,669	1,669	△ 4	1,665	346	126.2	
8 軽油引取税	9,310	9,585	9,491	1	9,492	182	102.0	
9 自動車税	15,174	15,536	15,258	-	15,258	84	100.6	
10 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	31	75	75	-	75	44	241.9	
道府県普通税計	179,728	180,855	176,607	25	176,632	△ 3,096	98.3	
II 目的税								
1 狩猟税	8	8	8	-	8	0	100.0	
道府県目的税計	8	8	8	-	8	0	100.0	
III 道府県税小計	179,736	180,863	176,615	25	176,640	△ 3,096	98.3	
IV 東日本大震災による減免等	△ 67	△ 63	△ 63	-	△ 63	4	94.0	
V 道府県税計	179,669	180,800	176,552	25	176,577	△ 3,092	98.3	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	93,069	104,725	99,371	2	99,373	6,304	106.8	
ア 個人均等割	1,852	2,025	1,876	-	1,876	24	101.3	
イ 所得割	71,760	82,524	77,582	-	77,582	5,822	108.1	
ウ 法人均等割	4,065	4,257	4,156	-	4,156	91	102.2	
エ 法人税割	15,392	15,919	15,757	2	15,759	367	102.4	
2 固定資産税	89,844	94,472	90,301	5	90,306	462	100.5	
ア 土地	33,641	35,912	34,366	2	34,368	727	102.2	
イ 家屋	38,490	40,080	38,121	3	38,124	△ 366	99.0	
ウ 償却資産	16,826	17,608	16,942	-	16,942	116	100.7	
エ 交付金	887	872	872	-	872	△ 15	98.3	
3 軽自動車税	2,506	2,842	2,604	-	2,604	98	103.9	
4 市町村たばこ税	9,228	8,433	8,433	181	8,614	△ 614	93.3	
5 鉱産税	21	18	18	-	18	△ 3	85.7	
6 特別土地保有税	17	8	8	-	8	△ 9	47.1	
市町村普通税計	194,685	210,498	200,735	188	200,923	6,238	103.2	

税 目	平成29年 度当初見 込額 (A)	平 成 30 年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成29年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
II 目 的 税							
1 入 湯 税	223	237	227	-	227	4	101.8
2 事 業 所 税	3,666	3,743	3,725	-	3,725	59	101.6
3 都 市 計 画 税	12,575	13,590	13,043	-	13,043	468	103.7
4 水 利 地 益 税 等	0	0	0	-	0	0	-
市町村目的税計	16,464	17,570	16,995	-	16,995	531	103.2
III 市 町 村 税 小 計	211,149	228,068	217,730	188	217,918	6,769	103.2
IV 東日本大震災による減免等	△ 155	△ 201	△ 201	-	△ 201	△ 46	129.7
V 市 町 村 税 計	210,994	227,867	217,529	188	217,717	6,723	103.2

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	平成29年 度当初見 込額 (A)	平 成 30 年 度			比 較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成29年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
道 府 県 税	146,500	147,273	28	147,301	801	100.5
市 町 村 税	244,163	246,808	185	246,993	2,830	101.2
合 計	390,663	394,081	213	394,294	3,631	100.9

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は39兆5,022億円である。

附 表 平成30年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 2		△ 2
一定の住宅用地に係る税額の減額措置の拡充等	△ 2		△ 2
地方たばこ税	29	181	210
たばこ税の見直し	29	181	210
自動車取得税	△ 4		△ 4
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の拡充	△ 4		△ 4
軽油引取税	1		1
課税免除の特例措置の見直し	1		1
固定資産税		5	5
合 計	24	186	210
国税の税制改正に伴うもの	1	2	3
法人住民税	1	2	3
法人事業税	0		0
再 計	25	188	213

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、初年度2億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人 1 均等割 (平成30年度課税見込人員62,984千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔 本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額 〕		
		2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控 除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫) 控除額、勤労学生控除額、配偶者控 除額、配偶者特別控除額、扶養控除 額及び基礎控除額を控除した金額) (平成30年度課税標準見込額1,311,294 億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="970 589 1391 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、 課税退職所得金 額又は課税山林 所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区 域内に住所を有 す場合には、 100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、 課税退職所得金 額又は課税山林 所得金額	100分の4 (指定都市の区 域内に住所を有 す場合には、 100分の2)				
府	通	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得等、土地建物等の 譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に 係る譲渡所得等、上場株式等に係る 譲渡所得等及び先物取引に係る雑所 得等については、他の所得と区分し た上場株式等に係る課税配当所得等 の金額、課税長期譲渡所得金額、課 税短期譲渡所得金額、一般株式等に 係る課税譲渡所得等の金額、上場株 式等に係る課税譲渡所得等の金額又 は先物取引に係る課税雑所得等の金 額	(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有す る場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有す る場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有 する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に 住所を有する場合には、16万 円)と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金 額の100分の2(指定都市の区 域内に住所を有する場合に は、100分の1)に相当する金 額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有 する場合には、100分の0.8)		
県	民				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	府	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
府	通	県	<p>(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （平成30年度課税標準見込額9,709億円）</p> <p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成30年度課税標準見込額32,752億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成30年度課税標準見込額33,933億円）</p>
県	民	税	<p>法人</p> <p>1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>
税	税	<p>法人</p> <p>1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>	<p>法人</p> <p>1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 民 税	普 通 業 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の3.2 制限税率 100分の4.2
		法 人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.3 年400万円超800万円以下 100分の0.5 年800万円超 100分の0.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の0.7 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超 100分の4.6 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5] 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5] ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の0.9 制限税率 標準税率の1.2倍 ただし、1(1)の所得割については標準税率の2.0倍
道 府 県	普 通 業 税	2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額	2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の0.9

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	事 業 税 個人所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除 年290万円	個人標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費税 1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割一定税率 63分の17 2 貨物割一定税率 63分の17
	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
	道たばこ県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 (平成30年4月1日～9月30日) 1,000本につき 860円 (平成30年10月1日以降) 1,000本につき 930円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円
	ゴルフ場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自動車税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
	軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自動車	自動車の台数
			自動車
府	通	車	自動車
			自動車
県	税	自動車	自動車
			自動車
税	自動車	自動車	自動車
			自動車
			標準税率
			1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。）
			営業用
			総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 7,500円
			1 リットル超
			1.5リットル以下 8,500円
			1.5リットル超
			2 リットル以下 9,500円
			2 リットル超
			2.5リットル以下 13,800円
			2.5リットル超
			3 リットル以下 15,700円
			3 リットル超
			3.5リットル以下 17,900円
			3.5リットル超
			4 リットル以下 20,500円
			4 リットル超
			4.5リットル以下 23,600円
			4.5リットル超
			6 リットル以下 27,200円
			6 リットル超 40,700円
			自家用
			総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 29,500円
			1 リットル超
			1.5リットル以下 34,500円
			1.5リットル超
			2 リットル以下 39,500円
			2 リットル超
			2.5リットル以下 45,000円
			2.5リットル超
			3 リットル以下 51,000円
			3 リットル超
			3.5リットル以下 58,000円
			3.5リットル超
			4 リットル以下 66,500円
			4 リットル超
			4.5リットル以下 76,500円
			4.5リットル超
			6 リットル以下 88,000円
			6 リットル超 111,000円
			2トラック（三輪の小型自動車を除く。）
			営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）
			最大積載量 税額（年額）
			1 トン以下 6,500円
			1 トン超2 トン以下 9,000円
			2 トン超3 トン以下 12,000円
			3 トン超4 トン以下 15,000円
			4 トン超5 トン以下 18,500円
			5 トン超6 トン以下 22,000円
			6 トン超7 トン以下 25,500円
			7 トン超8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
			に8 トンを超える部分1 トンまで ごとに4,700円を加算した額

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 車 税	自 動 車 税	自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	
			最大積載量	税額(年額)
			1トン以下	8,000円
			1トン超2トン以下	11,500円
			2トン超3トン以下	16,000円
			3トン超4トン以下	20,500円
			4トン超5トン以下	25,500円
			5トン超6トン以下	30,000円
			6トン超7トン以下	35,000円
			7トン超8トン以下	40,500円
			8トン超	40,500円
			に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
			けん引自動車	
			営業用	
			小型自動車	年額 7,500円
			普通自動車	年額15,100円
			自家用	
			小型自動車	年額10,200円
			普通自動車	年額20,600円
			被けん引自動車	
			営業用	
			小型自動車	年額 3,900円
			普通自動車で8トン以下のもの	年額 7,500円
			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)
			自家用	
			小型自動車	年額 5,300円
			普通自動車で8トン以下のもの	年額10,200円
普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)			
※	トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。			
営業用				
総排気量	加算額			
1リットル以下	3,700円			
1リットル超				
1.5リットル以下	4,700円			
1.5リットル超	6,300円			
自家用				
総排気量	加算額			
1リットル以下	5,200円			
1リットル超				
1.5リットル以下	6,300円			
1.5リットル超	8,000円			
3	バス(三輪の小型自動車を除く。)			
営業用				
一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの)				
乗車定員	税額(年額)			
30人以下	12,000円			
30人超40人以下	14,500円			
40人超50人以下	17,500円			
50人超60人以下	20,000円			
60人超70人以下	22,500円			
70人超80人以下	25,500円			
80人超	29,000円			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普 通	自 動 車 税	一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
府 県	税	鉦区	
		固定資産税等（特例分等）	
税	目 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
		狩 猟 税	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	目		
府	的		
県	税		
税	税		
	狩		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
市	市	個 人 1 均等割 (平成30年度課税見込人員62,984千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕
町	町	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成30年度課税標準見込額1,311,324億円)	2 所得割 (イ)
村	村	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 〕
民	民		
税	税		
税	税		

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市		<p>2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p>
		町		<p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
町	通	村		<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2)</p>
		民		<p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
村	税	税		<p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
		税	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市 普 通 村 民 税	市 町 村	市 民 税	法 人	法 人	
			1 均等割	1 均等割	
			(平成30年度納税義務者見込数3,698千人)	標準税率	
				(イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(ハ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
		(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円		
		(ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円		
		(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円		
		(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え) 標準税率 100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 一定率 100分の1.4
町	通	軽自動車税	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニ)に掲げるものを除く。 年額 2,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 (ニ) 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (ロ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
村			税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普 通 税	市たばこ 町 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 (平成30年4月1日～9月30日) 1,000本につき5,262円 (平成30年10月1日以降) 1,000本につき5,692円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円
		鉦 産 税	鉦物の価格 標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特保 別有 土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
町	目 的 税	入湯税	入湯日数 標準とする税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都計 画市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 制限税率 100分の0.3
		水地 益利 税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施 設同 税	条例で定める。 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開 発地 税	宅地の面積 条例で定める。
村	目 的 税	入湯税	入湯日数 標準とする税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都計 画市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 制限税率 100分の0.3
		水地 益利 税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施 設同 税	条例で定める。 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開 発地 税	宅地の面積 条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆5,754億円であり、前年度に比し、390億円（1.5%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成29年度 当初見込額	平成30年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による収入 見込額	税制改正による増 減収見込額	改正法による収入 見込額 (B)+(C)	平成29年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	2,560	2,514	-	2,514	△ 46	98.2	
2 石油ガス譲与税	83	80	-	80	△ 3	96.4	
3 自動車重量譲与税	2,560	2,675	-	2,675	115	104.5	
4 航空機燃料譲与税	149	149	-	149	0	100.0	
5 特別とん譲与税	125	125	-	125	0	100.0	
6 地方法人特別譲与税	19,887	20,209	2	20,211	324	101.6	
合 計	25,364	25,752	2	25,754	390	101.5	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1,544億円であり、前年度に比し、216億円（16.3%）増加している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆85億円であり、前年度に比し、3,213億円（2.0%）減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成30年度 (A)	平成29年度			増減額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	19,020,000	17,948,000	-	17,948,000	1,072,000	1,072,000	
法 人 税(b)	12,167,000	12,391,000	-	12,391,000	△ 224,000	△ 224,000	
酒 税(c)	1,311,000	1,311,000	-	1,311,000	-	-	
消 費 税(d)	17,558,000	17,138,000	-	17,138,000	420,000	420,000	
地 方 交 付 税(e)	15,360,581	15,434,304	-	15,434,304	△ 73,723	△ 73,723	
(1) (a)×33.1%	6,295,620	5,940,788	-	5,940,788	354,832	354,832	
(2) (b)×33.1%	4,027,277	4,101,421	-	4,101,421	△ 74,144	△ 74,144	
(3) (c)×50%	655,500	655,500	-	655,500	-	-	
(4) (d)×22.3%	3,915,434	3,821,774	-	3,821,774	93,660	93,660	
(5) 精算分等	△ 235,484	△ 380,937	-	△ 380,937	145,453	145,453	
(6) 法定加算等	536,700	630,700	-	630,700	△ 94,000	△ 94,000	
(7) 臨時財政対策 特例加算額	165,535	665,058	-	665,058	△ 499,523	△ 499,523	
地 方 法 人 税(f)	653,300	643,900	-	643,900	9,400	9,400	
地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	-	△ 6,400	-	△ 6,400	6,400	6,400	
返 還 金(h)	-	-	-	-	-	-	
特別会計借入金償 還 (i)	△ 400,000	△ 400,000	-	△ 400,000	-	-	
借入金等利子充当 分 (j)	△ 80,400	△ 82,000	-	△ 82,000	1,600	1,600	
剰余金の活用(k)	75,000	340,000	-	340,000	△ 265,000	△ 265,000	
地方公共団体金融機 構の公庫債権金利変 動準備金の活用 (l)	400,000	400,000	-	400,000	-	-	
合 計(e)～(l)	16,008,481	16,329,804	-	16,329,804	△ 321,323	△ 321,323	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、13兆6,512億円であり、前年度に比し、1,126億円(0.8%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 普通補助負担金等	10,695,869	10,644,213	51,656
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,522,781	1,524,829	△ 2,048
(2) その他普通補助負担金等	9,173,088	9,119,384	53,704
(ア) 生活扶助費等負担金	1,417,678	1,452,080	△ 34,402
(イ) 医療扶助費等負担金	1,411,189	1,396,550	14,639
(ウ) 介護扶助費等負担金	73,810	70,564	3,246
(エ) 児童保護費等負担金	127,655	123,984	3,671
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,353,807	1,294,562	59,245
(カ) 児童手当等交付金	1,379,547	1,400,678	△ 21,131
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	363,489	357,800	5,689
(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	897,724	787,949	109,775
(ケ) その他の補助負担金等	2,148,189	2,235,217	△ 87,028
2 公共事業費補助負担金	2,699,416	2,637,326	62,090
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,670,964	2,607,207	63,757
(2) 災害復旧事業費補助負担金	28,452	30,119	△ 1,667
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,340	28,340	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,200	7,200	0
5 交通安全対策特別交付金	60,160	62,100	△ 1,940
6 電源立地地域対策等交付金	117,804	119,570	△ 1,766
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,018	34,417	2,601
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,438	5,453	△ 15
合 計	13,651,245	13,538,619	112,626

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9兆2,186億円であり、前年度に比し、279億円(0.3%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	50,134	49,299	835
1	公共事業等	16,476	16,443	33
2	公営住宅建設事業	1,130	1,130	0
3	災害復旧事業	873	873	0
4	教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0
	(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0
	(2) 社会福祉施設	383	383	0
	(3) 一般廃棄物処理	656	656	0
	(4) 一般補助施設等	567	567	0
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	22,634	21,927	707
	(1) 一般	2,332	2,795	△ 463
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170
6	辺地及び過疎対策事業	4,485	4,390	95
	(1) 辺地対策	446	437	9
	(2) 過疎対策	4,039	3,953	86
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	公営企業債	1,387	1,356	31
1	水道事業(上水道分)	520	362	158
2	交通事業	329	322	7
3	病院事業・介護サービス事業	538	672	△ 134
	臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587
	退職手当債	800	800	0
	合 計	92,186	91,907	279

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成30年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、地方公共団体金融機構資金については、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討の結果を踏まえ、現行制度に係る同機構の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。

参考表 平成30年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	16,476	16,443	33
2	公営住宅建設事業	1,130	1,130	0
3	災害復旧事業	873	873	0
4	教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0
(1)	学校教育施設等	1,245	1,245	0
(2)	社会福祉施設	383	383	0
(3)	一般廃棄物処理	656	656	0
(4)	一般補助施設等	567	567	0
(5)	施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	22,634	21,927	707
(1)	一般	2,332	2,795	△ 463
(2)	地域活性化	690	690	0
(3)	防災対策	871	871	0
(4)	地方道路等	3,221	3,221	0
(5)	旧合併特例	6,200	6,200	0
(6)	緊急防災・減災	5,000	5,000	0
(7)	公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170
6	辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110
(1)	辺地対策	485	475	10
(2)	過疎対策	4,600	4,500	100
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	計	50,734	49,884	850

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	5,389	5,043	346
2 工 業 用 水 道 事 業	216	247	△ 31
3 交 通 事 業	1,327	1,611	△ 284
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	225	202	23
5 港 湾 整 備 事 業	508	509	△ 1
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,822	4,614	△ 792
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	358	235	123
8 地 域 開 発 事 業	745	622	123
9 下 水 道 事 業	12,298	11,904	394
10 観 光 そ の 他 事 業	169	134	35
計	25,057	25,121	△ 64
合 計	75,791	75,005	786
三 臨 時 財 政 対 策 債	39,865	40,452	△ 587
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(276)	(266)	(10)
計	(276)	(266)	(10)
総 計	116,456	116,257	199
内訳 { 普 通 会 計 分	92,186	91,907	279
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	24,270	24,350	△ 80
資 金 区 分			
公 的 資 金	45,848	46,609	△ 761
財 政 融 資 資 金	28,066	28,545	△ 479
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	17,782	18,064	△ 282
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(276)	(266)	(10)
民 間 等 資 金	70,608	69,648	960
市 場 公 募	38,200	38,200	0
銀 行 等 引 受	32,408	31,448	960

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額10億円を減額計上して、前年度に比し、93億円の減少を見込み、1兆6,091億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、520億円の増加を見込み、4兆2,890億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、77億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、306億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、86兆8,973億円であり、前年度に比し、2,775億円（0.3%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成30年度		平成29年度		増減額		増減率	
	(A)	(B)	(A) - (B)	(%)	(A) - (B)	(%)		
I 給与関係経費	203,144	203,209	△ 65	△ 0.0				
1 給与費（退職手当を除く）	187,222	186,629	593	0.3				
(ア) 義務教育教職員	56,403	56,553	△ 150	△ 0.3				
(イ) 警察関係職員	23,407	23,463	△ 56	△ 0.2				
(ウ) 消防職員	12,313	12,224	89	0.7				
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	95,099	94,389	710	0.8				
2 退職手当	15,831	16,472	△ 641	△ 3.9				
3 恩給費	91	108	△ 17	△ 15.7				
II 一般行政経費	370,522	365,590	4,932	1.3				
1 国庫補助負担金等を伴うもの	202,356	197,809	4,547	2.3				
(ア) 生活保護費	38,702	38,922	△ 220	△ 0.6				
(イ) 児童保護費	7,316	6,161	1,155	18.7				
(ウ) 障害者自立支援給付費	27,076	25,891	1,185	4.6				
(エ) 後期高齢者医療給付費	25,901	25,288	613	2.4				
(オ) 介護給付費	27,436	26,661	775	2.9				
(カ) 児童手当等交付金	19,785	20,094	△ 309	△ 1.5				
(キ) 子どものための教育・保育給付費負担金	17,246	15,759	1,487	9.4				
(ク) その他の一般行政経費	38,894	39,033	△ 139	△ 0.4				
2 国庫補助負担金を伴わないもの	140,614	140,213	401	0.3				
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,052	15,068	△ 16	△ 0.1				
4 まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0				
5 重点課題対応分	2,500	2,500	0	0.0				
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	1,950	△ 1,950	皆減				
IV 公債費	122,064	125,902	△ 3,838	△ 3.0				
V 維持補修費	13,079	12,621	458	3.6				
VI 投資的経費	116,180	113,570	2,610	2.3				
1 直轄事業負担金	5,612	5,590	22	0.4				
2 公共事業費	52,492	51,683	809	1.6				
(ア) 普通建設事業費	52,112	51,278	834	1.6				
(イ) 災害復旧事業費	380	405	△ 25	△ 6.2				
(直轄、補助事業計)	58,104	57,273	831	1.5				

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	28,093	27,726	367	1.3
(7) 普通建設事業費	27,718	27,356	362	1.3
(イ) 災害復旧事業費	375	370	5	1.4
4 特 別 事 業 費	29,983	28,571	1,412	4.9
(7) 過疎対策事業費	10,878	10,766	112	1.0
(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	935	935	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費 （地方単独事業計）	4,800	3,500	1,300	37.1
	58,076	56,297	1,779	3.2
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,584	25,256	328	1.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,715	11,694	21	0.2
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,869	13,562	307	2.3
VIII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	18,400	18,100	300	1.7
歳 出 合 計	868,973	866,198	2,775	0.3

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	(単位 億円) 金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 65	△ 44	(ア) 生活保護費	△ 220	△ 55
1 給 与 費 （退職手当を除く）	593	614	(イ) 児童保護費	1,155	578
(7) 給与改定による増減	1,299	1,182	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,185	593
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 632	△ 540	(エ) 後期高齢者医療給付費	613	611
(ウ) 職員数による増減	△ 65	△ 37	(オ) 介護給付費	775	775
(エ) 特別職の給与改定等による増減	△ 5	△ 5	(カ) 児童手当等交付金	△ 309	△ 98
(オ) そ の 他	△ 4	14	(キ) 子どものための教育・保育給付費負担金	1,487	389
(a) 共済組合負担金の改定による増減	1	1	(ク) その他の一般行政経費	△ 139	1,215
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	△ 27	△ 27	2 国庫補助負担金を伴わないもの	401	401
(c) そ の 他	22	40	(ア) 一般行政経費	401	401
2 退 職 手 当	△ 641	△ 641	(イ) 追加財政需要	0	0
3 恩 給 費	△ 17	△ 17	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	△ 16	△ 16
II 一 般 行 政 経 費	4,932	4,393	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	4,547	4,008	5 重点課題対応分	0	0
			III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	△ 1,950	△ 1,950
			IV 公 債 費	△ 3,838	△ 3,838
			V 維 持 補 修 費	458	458

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
VI 投資的経費	2,610	1,989	3 一般事業費	367	367
1 直轄事業負担金	22	22	(ア) 普通建設事業費	362	362
(ア) 治山治水	△ 25	△ 25	(イ) 災害復旧事業費	5	5
(イ) 道路整備	29	29	4 特別事業費	1,412	1,412
(ロ) 農業農村整備	10	10	(ア) 過疎対策事業費	112	112
(ハ) その他	8	8	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	809	188	(ロ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	834	197	(ハ) 防災対策事業費	0	0
(イ) 治水治山	48	25	(ニ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(ロ) 道路整備	190	86	(ホ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(ハ) 港湾空港鉄道等	△ 227	△ 250	(ヘ) 公共施設等適正管理推進事業費	1,300	1,300
(ニ) 住宅都市環境	83	46	(地方単独事業計)	1,779	1,779
(ヘ) 生活環境施設整備	53	47	VII 公営企業繰出金	328	328
(ロ) 農林水産基盤整備	3	△ 7	1 収益勘定繰出金	21	21
(ハ) 社会資本総合整備	37	13	2 資本勘定繰出金	307	307
(ニ) 推進費等	32	20	VIII 地方交付税の不交付団体	300	300
(ロ) 国庫負担かさ上げ	0	△ 38	における平均水準を超える必要経費		
(ハ) その他	615	255	歳出増減額の合計	2,775	1,636
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 831	△ 210			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区分	平成30年度		平成29年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	203,144	23.4	203,209	23.5
2 一般行政経費	370,522	42.6	365,590	42.2
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	—	—	1,950	0.2
4 公債費	122,064	14.0	125,902	14.5
5 維持補修費	13,079	1.5	12,621	1.5
6 投資的経費	116,180	13.4	113,570	13.1
7 公営企業繰出金	25,584	2.9	25,256	2.9
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	18,400	2.2	18,100	2.1
歳出合計	868,973	100.0	866,198	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 20兆2,808億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 13兆6,576億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられた地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
1兆9,381億円	3兆9,154億円	5兆8,535億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,144億円であり、前年度に比し、65億円(0.0%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、84人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆7,222億円であり、前年度に比し、593億円(0.3%)増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,403億円となり、前年度に比し、150億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,407億円であり、前年度に比し、56億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,313億円であり、前年度に比し、89億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆5,099億円であり、前年度に比し、710億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆5,831億円であり、前年度に比し、641億円(3.9%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は91億円であり、前年度に比し、17億円(15.7%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	(単位 人)		
	平成29年度 計画人員	増減数	平成30年度 計画人員
1 義務教育教職員	690,173	△ 1,381	688,792
(1) 小学校教職員	409,919	1,340	411,259
(2) 中学校教職員	235,292	△ 3,656	231,636
(3) 特別支援学校教職員	44,962	935	45,897
2 非義務教育教員	234,448	△ 2,040	232,408
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	211,389	△ 1,315	210,074
(2) 大学教員	1,121	△ 118	1,003
(3) 幼稚園教員	21,938	△ 607	21,331
3 警察官	255,080	-	255,080
4 消防職員	158,327	500	158,827
5 一般職員	964,329	2,837	967,166
(1) 高校事務職員等	33,418	△ 257	33,161
(2) 警察事務職員	24,200	-	24,200
(3) その他一般職員	903,814	3,141	906,955
(4) 補助職員等	2,897	△ 47	2,850
合 計	2,302,357	△ 84	2,302,273

(注) 「5 一般職員 (3) その他一般職員」の増減数には、民間委託等の推進による減 (△913人) を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、37兆522億円であり、前年度に比し、4,932億円 (1.3%) 増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、20兆2,356億円であり、前年度に比し、4,547億円 (2.3%) 増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

		平成30年度(A)			平成29年度(B)			(単位 百万円)					
		増減額(A) - (B)											
区	分	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(内閣府所管)													
都道府県警察費補助金		30,826	26,324	57,150	30,964	26,478	57,442	△	138	△	154	△	292
子どものための教育・保育給付費負担金		897,724	826,879	1,724,603	787,949	787,949	1,575,898	109,775	38,930	148,705			
児童手当等交付金		1,379,547	598,946	1,978,493	1,400,678	608,731	2,009,409	△	21,131	△	9,785	△	30,916
地方創生推進交付金		60,887	58,887	119,774	59,932	59,932	119,864	955	△	1,045	△		90
その他		201,180	256,656	457,836	180,059	232,360	412,419	21,121	24,296	45,417			
内閣府計		2,570,164	1,767,692	4,337,856	2,459,582	1,715,450	4,175,032	110,582	52,242	162,824			
(総務省所管)													
緊急消防援助隊設備整備費補助金		4,895	4,895	9,790	4,895	4,895	9,790	0	0	0			
個人番号カード交付事業費補助金等		19,812	-	19,812	14,275	-	14,275	5,537	-	5,537			
その他		24,053	1,848	25,901	20,394	1,743	22,137	3,659	105	3,764			
総務省計		48,760	6,743	55,503	39,564	6,638	46,202	9,196	105	9,301			
(法務省所管)													
人権啓発活動等委託費等		2,589	-	2,589	1,928	-	1,928	661	-	661			
(文部科学省所管)													
特別支援教育就学奨励費負担金		6,061	6,061	12,122	6,061	6,061	12,122	0	0	0			
幼稚園就園奨励費補助金		30,024	60,619	90,643	30,899	62,232	93,131	△	875	△	1,613	△	2,488
私立高等学校等経常費助成費補助金		99,416	-	99,416	99,480	-	99,480	△	64	-	△		64
高等学校等就学支援金交付金		149,835	-	149,835	144,125	-	144,125	5,710	-	5,710			
その他		80,414	93,780	174,194	84,854	95,745	180,599	△	4,440	△	1,965	△	6,405
文部科学省計		365,750	160,460	526,210	365,419	164,038	529,457	331	△	3,578	△		3,247
(厚生労働省所管)													
保健事業費等補助金		26,619	24,382	51,001	23,002	21,468	44,470	3,617	2,914	6,531			
結核医療費負担金		3,506	1,407	4,913	3,500	1,406	4,906	6	1	7			
精神保健費等負担金		8,109	4,110	12,219	8,348	4,511	12,859	△	239	△	401	△	640
生活扶助費等負担金		1,417,678	472,486	1,890,164	1,452,080	483,957	1,936,037	△	34,402	△	11,471	△	45,873
医療扶助費等負担金		1,411,189	470,396	1,881,585	1,396,550	465,517	1,862,067	14,639	4,879	19,518			
介護扶助費等負担金		73,810	24,603	98,413	70,564	23,521	94,085	3,246	1,082	4,328			
身体障害者保護費負担金		2,036	1,932	3,968	1,817	1,817	3,634	219	115	334			
障害者自立支援給付費等負担金		1,353,807	1,353,807	2,707,614	1,294,562	1,294,562	2,589,124	59,245	59,245	118,490			
後期高齢者医療給付費等負担金		6,446	2,583,624	2,590,070	6,293	2,522,534	2,528,827	153	61,090	61,243			
介護給付費負担金		-	2,743,584	2,743,584	-	2,666,082	2,666,082	-	77,502	77,502			
在宅福祉事業費補助金		2,688	4,872	7,560	2,708	4,908	7,616	△	20	△	36	△	56
児童保護費等負担金		127,655	127,655	255,310	123,984	123,984	247,968	3,671	3,671	7,342			
児童扶養手当給付費負担金		171,075	342,150	513,225	178,375	356,749	535,124	△	7,300	△	14,599	△	21,899
保険基盤安定等負担金		129,902	221,986	351,888	321,439	216,154	537,593	△	191,537	5,832	△	185,705	
職業転換訓練費負担金		1,251	1,251	2,502	1,270	1,270	2,540	△	19	△	19	△	38
その他		990,201	870,716	1,860,917	909,190	711,474	1,620,664	81,011	159,242	240,253			
厚生労働省計		5,725,972	9,248,961	14,974,933	5,793,682	8,899,914	14,693,596	△	67,710	349,047			281,337

区 分	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
家畜伝染病予防費負担金	2,008	1,066	3,074	2,308	1,725	4,033	△ 300	△ 659	△ 959
中山間地域等直接支払交付金	25,890	27,536	53,426	25,800	24,720	50,520	90	2,816	2,906
多面的機能支払交付金	46,801	46,801	93,602	46,751	46,751	93,502	50	50	100
その他の	52,862	6,344	59,206	54,369	5,695	60,064	△ 1,507	649	△ 858
農林水産省計	127,561	81,747	209,308	129,228	78,891	208,119	△ 1,667	2,856	1,189
(経済産業省所管)									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	37	0	37	56	1	57	△ 19	△ 1	△ 20
その他の	14,596	1,068	15,664	13,664	724	14,388	932	344	1,276
経済産業省計	14,633	1,068	15,701	13,720	725	14,445	913	343	1,256
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	6,200	6,200	12,400	6,800	6,800	13,600	△ 600	△ 600	△ 1,200
その他の	12,502	10,379	22,881	11,050	8,682	19,732	1,452	1,697	3,149
国土交通省計	18,702	16,579	35,281	17,850	15,482	33,332	852	1,097	1,949
(環境省所管)									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	66,367	38,868	105,235	65,800	40,124	105,924	567	△ 1,256	△ 689
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	149	-	149	149	-	149	0	-	0

合計	8,940,647	11,322,118	20,262,765	8,886,922	10,921,262	19,808,184	53,725	400,856	454,581
補助職員等の組替えによる減	△ 27,138	-	△ 27,138	△ 27,271	-	△ 27,271	133	-	133
再計	8,913,509	11,322,118	20,235,627	8,859,651	10,921,262	19,780,913	53,858	400,856	454,714

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆614億円であり、前年度に比し、401億円(0.3%)増加している。

社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,494億円、都道府県繰入金6,469億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,089億円を合算した1兆5,052億円であり、前年度に比し、16億円（0.1%）減少している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 重点課題対応分

地方の重点課題に取り組むために必要な経費について、前年度同額の2,500億円を計上している。

ア 自治体情報システム構造改革推進事業	1,500億円
イ 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進	500億円
ウ 森林吸収源対策等の推進	500億円

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、12兆2,064億円（元金償還金10兆7,179億円、利払費1兆4,885億円）であり、前年度に比し、3,838億円（3.0%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成30年度末の地方債現在高は141兆4,669億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆5,998億円（1.1%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成30年度償還金(A)			平成29年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
107,179	14,885	122,064	109,573	16,329	125,902	△ 2,394	△ 1,444	△ 3,838

(参考表)

地方債見込現在高

(単位 億円)

平成29年度 末現在高 (A)	平成30年度		平成30年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,430,667	92,218	108,216	1,414,669	△ 15,998

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆3,079億円であり、前年度に比し、458億円(3.6%)増加している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆6,180億円であり、前年度に比し、2,610億円(2.3%)増加している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆8,076億円を計上しており、前年度に比し、1,779億円(3.2%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,612億円であり、前年度に比し、22億円(0.4%)増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆2,492億円であり、前年度に比し、809億円(1.6%)増加している。このうち、普通建設事業費は、5兆2,112億円で、前年度に比し、834億円(1.6%)増加しており、災害復旧事業費は、380億円で、前年度に比し、25億円(6.2%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成 30 年 度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	555,143	119,575	36,017	710,735
河 川	312,954	61,475	-	374,429
砂 防	71,173	25,010	-	96,183
ダ ム	171,016	33,090	36,017	240,123
2 治 山	7,947	3,139	-	11,086
3 海 岸	20,147	6,054	-	26,201
農 林	1,992	871	-	2,863
運 輸	6,865	2,570	-	9,435
建 設	11,290	2,613	-	13,903
4 道 路 整 備	1,260,398	295,796	-	1,556,194
5 港 湾	111,466	57,370	460	169,296
6 空 港	174,277	12,055	-	186,332
7 都 市 環 境	19,300	865	-	20,165
8 農 業 農 村 整 備	124,832	21,297	-	146,129
9 森 林 水 産 基 盤	11,462	3,980	-	15,442
10 災 害 関 連	4,198	1,519	-	5,717
11 災 害 復 旧	16,887	8,170	36	25,093
河 川 等	9,643	4,679	36	14,358
港 湾	409	183	-	592
道 路	6,488	3,216	-	9,704
山 林 施 設 等	347	92	-	439
12 推 進 費 等	11,101	3,409	-	14,510
計 (a)	2,317,158	533,229	36,513	2,886,900
既往年度における農業農村整備負担金等	-	28,019	-	28,019
総 計 (計画計上分)	2,317,158	561,248	36,513	2,914,919

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	3,093	8,811	2,680	14,584
(a) + (b)	2,320,251	542,040	39,193	2,901,484

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成29年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
560,359	122,025	31,199	713,583	△ 5,216	△ 2,450	4,818	△ 2,848
323,786	66,682	-	390,468	△ 10,832	△ 5,207	-	△ 16,039
73,075	25,282	-	98,357	△ 1,902	△ 272	-	△ 2,174
163,498	30,061	31,199	224,758	7,518	3,029	4,818	15,365
7,989	3,083	-	11,072	△ 42	56	-	14
20,029	6,267	-	26,296	118	△ 213	-	△ 95
2,077	870	-	2,947	△ 85	1	-	△ 84
6,853	2,608	-	9,461	12	△ 38	-	△ 26
11,099	2,789	-	13,888	191	△ 176	-	15
1,266,459	292,853	-	1,559,312	△ 6,061	2,943	-	△ 3,118
110,196	56,820	460	167,476	1,270	550	0	1,820
140,819	9,099	-	149,918	33,458	2,956	-	36,414
19,872	898	-	20,770	△ 572	△ 33	-	△ 605
120,926	20,276	-	141,202	3,906	1,021	-	4,927
11,714	3,757	-	15,471	△ 252	223	-	△ 29
4,198	1,519	-	5,717	0	0	-	0
17,081	7,490	52	24,623	△ 194	680	△ 16	470
8,841	3,690	52	12,583	802	989	△ 16	1,775
278	104	-	382	131	79	-	210
6,596	3,270	-	9,866	△ 108	△ 54	-	△ 162
1,366	426	-	1,792	△ 1,019	△ 334	-	△ 1,353
11,647	2,787	-	14,434	△ 546	622	-	76
2,291,289	526,874	31,711	2,849,874	25,869	6,355	4,802	37,026
-	32,154	-	32,154	-	△ 4,135	-	△ 4,135
2,291,289	559,028	31,711	2,882,028	25,869	2,220	4,802	32,891

6,001	11,503	2,619	20,123	△ 2,908	△ 2,692	61	△ 5,539
2,297,290	538,377	34,330	2,869,997	22,961	3,663	4,863	31,487

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	68,459	69,198	137,657	66,165	66,718	132,883	2,294	2,480	4,774
(2) 道路整備	92,017	74,578	166,595	81,552	66,023	147,575	10,465	8,555	19,020
(3) 港湾空港鉄道等	18,499	52,419	70,918	16,262	77,399	93,661	2,237	△ 24,980	△ 22,743
(4) 住宅都市環境	46,086	47,151	93,237	42,454	42,515	84,969	3,632	4,636	8,268
(5) 生活環境施設整備	38,698	74,322	113,020	38,073	69,632	107,705	625	4,690	5,315
(6) 農林水産基盤整備	293,697	222,581	516,278	292,675	223,267	515,942	1,022	△ 686	336
(7) 社会資本総合整備	1,525,925	1,712,363	3,238,288	1,523,585	1,711,021	3,234,606	2,340	1,342	3,682
(8) 推進費等	35,098	33,725	68,823	33,883	31,727	65,610	1,215	1,998	3,213
(9) 災害関連	8,368	6,529	14,897	6,944	5,161	12,105	1,424	1,368	2,792
小計	2,126,847	2,292,866	4,419,713	2,101,593	2,293,463	4,395,056	25,254	△ 597	24,657
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	33,613	△ 33,613	-	29,798	△ 29,798	-	3,815	△ 3,815	-
計 (a)	2,160,460	2,259,253	4,419,713	2,131,391	2,263,665	4,395,056	29,069	△ 4,412	24,657

(注) 推進費等の平成30年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等27,972百万円、地方負担額26,575百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	89,927	98,847	188,774	92,018	89,555	181,573	△ 2,091	9,292	7,201
(2) 厚生労働施設	126,865	48,224	175,089	112,475	44,212	156,687	14,390	4,012	18,402
(3) 小笠原諸島振興開発事業	914	746	1,660	914	792	1,706	0	△ 46	△ 46
(4) 防衛施設運営等関連施設	55,621	19,976	75,597	48,597	18,154	66,751	7,024	1,822	8,846
(5) 都道府県警察施設	27,156	27,156	54,312	27,874	27,874	55,748	△ 718	△ 718	△ 1,436
(6) 消防施設等	1,320	1,606	2,926	1,300	1,821	3,121	20	△ 215	△ 195
(7) 過疎地域集落整備事業	150	210	360	150	210	360	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0
(9) 農村振興対策事業	61,405	37,169	98,574	34,002	15,177	49,179	27,403	21,992	49,395
(10) その他	146,956	47,215	194,171	158,396	59,151	217,547	△ 11,440	△ 11,936	△ 23,376
小計	510,358	281,164	791,522	475,770	256,961	732,731	34,588	24,203	58,791
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	146	△ 146	-	46	△ 46	-	100	△ 100	-
計 (b)	510,504	281,018	791,522	475,816	256,915	732,731	34,688	24,103	58,791
合計(a)+(b) (c)	2,670,964	2,540,271	5,211,235	2,607,207	2,520,580	5,127,787	63,757	19,691	83,448

区 分	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	28,084	9,308	37,392	29,764	10,234	39,998	△ 1,680	△ 926	△ 2,606
(2) 文教施設	368	187	555	355	180	535	13	7	20
計 (d)	28,452	9,495	37,947	30,119	10,414	40,533	△ 1,667	△ 919	△ 2,586
総計 (c) + (d)	2,699,416	2,549,766	5,249,182	2,637,326	2,530,994	5,168,320	62,090	18,772	80,862

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆8,093億円を計上しており、前年度に比し、367億円（1.3%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,718億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成29年発生災害及び現年発生災害に係る平成30年度における復旧事業費として375億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、2兆9,983億円を計上しており、前年度に比し、1,412億円（4.9%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆878億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として935億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、河川、港湾等の長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するとともに、事業費を増額し、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,584億円であり、前年度に比し、328億円（1.3%）増加している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆5,846億円であり、前年度に比し、17億円（0.1%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,715億円であり、前年度に比し、21億円（0.2%）増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	309	311	△ 2
2	交	通	事業	202	300	△ 98
3	病	院	事業	4,834	4,735	99
4	下	水	道事業	5,437	5,425	12
5	そ	の	他の事業	933	923	10
	合	計		11,715	11,694	21

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,869億円であり、前年度に比し、307億円（2.3%）増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	760	637	123
2	交	通	事業	397	417	△ 20
3	病	院	事業	2,764	2,647	117
4	下	水	道事業	9,618	9,431	187
5	そ	の	他の事業	330	430	△ 100
	合	計		13,869	13,562	307

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、300億円（1.7%）の増加を見込み、1兆8,400億円を計上している。

（三） 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、31兆6,564億円であり、前年度に比し、4,222億円（1.4%）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で26兆4,072億円（前年度比3,414億円、1.3%増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆2,112億円（前年度比834億円、1.6%増）、災害復旧事業費で380億円（前年度比25億円、6.2%減）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	2,570,164	1,767,692	4,337,856	2,459,582	1,715,450	4,175,032	110,582	52,242	162,824
2 総務省所管	48,760	6,743	55,503	39,564	6,638	46,202	9,196	105	9,301
3 法務省所管	2,589	-	2,589	1,928	-	1,928	661	-	661
4 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	365,750	160,460	526,210	365,419	164,038	529,457	331	△ 3,578	△ 3,247
7 厚生労働省所管	5,725,972	9,248,961	14,974,933	5,793,682	8,899,914	14,693,596	△ 67,710	349,047	281,337
8 農林水産省所管	127,561	81,747	209,308	129,228	78,891	208,119	△ 1,667	2,856	1,189
9 経済産業省所管	14,633	1,068	15,701	13,720	725	14,445	913	343	1,256
10 国土交通省所管	18,702	16,579	35,281	17,850	15,482	33,332	852	1,097	1,949
11 環境省所管	66,367	38,868	105,235	65,800	40,124	105,924	567	△ 1,256	△ 689
12 防衛省所管	149	-	149	149	-	149	0	-	0
小計(1～12)	8,940,647	11,322,118	20,262,765	8,886,922	10,921,262	19,808,184	53,725	400,856	454,581
13 義務教育職員給与費	1,522,781	4,621,630	6,144,411	1,524,829	4,732,795	6,257,624	△ 2,048	△ 111,165	△ 113,213
計(1～13)	10,463,428	15,943,748	26,407,176	10,411,751	15,654,057	26,065,808	51,677	289,691	341,368
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,670,964	2,540,271	5,211,235	2,607,207	2,520,580	5,127,787	63,757	19,691	83,448
2 災害復旧	28,452	9,495	37,947	30,119	10,414	40,533	△ 1,667	△ 919	△ 2,586
計(1～2)	2,699,416	2,549,766	5,249,182	2,637,326	2,530,994	5,168,320	62,090	18,772	80,862
総計(A+B)	13,162,844	18,493,514	31,656,358	13,049,077	18,185,051	31,234,128	113,767	308,463	422,230

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	9,467,715	13,532,342	23,000,057
地方財政法第10条の2関係経費	814,863	659,298	1,474,161
地方財政法第10条の3関係経費	30,443	10,911	41,354
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総計	10,313,022	14,202,551	24,515,574

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法		事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
条	号				
10	1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,522,781	3,045,562	4,568,343
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	45,014	40,883	85,897
	4	生活保護に要する経費	2,902,678	967,486	3,870,163
	5	感染症の予防に要する経費	4,888	2,786	7,673
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,175	1,175	2,350
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	136,792	132,874	269,666
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	483,552	483,552	967,104
	10	婦人相談所に要する経費	1,015	1,015	2,030
	11	知的障害者の援護に要する経費	739,767	739,767	1,479,535
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,446	2,583,624	2,590,070
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	2,942,338	2,942,338
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	385,881	385,881	771,761
	15	児童手当に要する経費	1,379,547	598,946	1,978,493
	16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	130,007	239,270	369,278
	17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,069	269	1,337
	18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	38,904	12,968	51,872
	19	児童扶養手当に要する経費	171,075	342,150	513,226
	20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,906	2,789	5,694
	21	家畜伝染病予防に要する経費	2,008	1,066	3,074
	22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	172	172	344

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	519	504	1,023
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	6,200	6,200	12,400
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	6,061	6,061	12,121
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経 費	4,357	4,353	8,710
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補填に要する経費並びに国の機関 と共同して行う国民の保護のための 措置及び緊急対処保護措置につい ての訓練に要する経費	133	-	133
29	高等学校等就学支援金の支給に要す る経費	363,489	-	363,489
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける臨時の医療施設における医療の 提供並びに埋葬及び火葬に要する経 費並びに新型インフルエンザ等対策 に係る損失の補償若しくは実費の弁 償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	110,521	55,261	165,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	101,252	101,252	202,505
33	子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）	897,724	826,879	1,724,603
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	21,772	7,257	29,029
	計	9,467,715	13,532,342	23,000,057
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	814,863	659,298	1,474,161
	計	814,863	659,298	1,474,161
10の3	1 災害救助事業に要する経費	1,881	1,881	3,762
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要 する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	28,422	8,890	37,312
	計	30,443	10,911	41,354
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1兆1,079億円であり、前年度に比し、1,763億円（13.7%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額 (A) - (B)		増減率 (%)	
				増	減	増	減
I	震災復興特別交付税	4,227	4,503	△	276	△	6.1
II	一般財源充当分	77	77		0		0.0
III	国庫支出金	6,688	8,059	△	1,371	△	17.0
IV	地方債	32	161	△	129	△	80.1
V	雑収入	55	42		13		31.0
	歳入合計	11,079	12,842	△	1,763	△	13.7

第2表 歳入の構成比

区	分	平成30年度		平成29年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	4,227	38.2	4,503	35.1
2	一般財源充当分	77	0.7	77	0.6
3	国庫支出金	6,688	60.3	8,059	62.7
4	地方債	32	0.3	161	1.3
5	雑収入	55	0.5	42	0.3
	歳入合計	11,079	100.0	12,842	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、4,227億円であり、前年度に比し、276億円（6.1%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	325,215	342,511	-	342,511	△ 17,296	△ 17,296
前年度からの年度 調 整 分(b)	97,000	103,900	-	103,900	△ 6,900	△ 6,900
返 還 金(c)	522	3,842	-	3,842	△ 3,320	△ 3,320
合 計 (a)~(c)	422,737	450,253	-	450,253	△ 27,516	△ 27,516

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、77億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、6,688億円であり、前年度に比し、1,371億円（17.0%）減少している。国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 災 害 救 助 費 等 負 担 金	16,191	22,265	△ 6,074
2 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 費 補 助 金	-	598	△ 598
3 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 金	97,431	99,836	△ 2,405
4 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	96,079	108,952	△ 12,873
5 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	24,893	12,134	12,759
6 東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	57,714	48,134	9,580
7 放 射 線 量 低 減 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 金	47,938	123,746	△ 75,808
8 中 小 企 業 組 合 等 共 同 施 設 等 災 害 復 旧 費 補 助 金	14,960	21,000	△ 6,040
9 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	82,847	80,671	2,176
10 そ の 他	230,742	288,572	△ 57,830
合 計	668,795	805,908	△ 137,113

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、32億円であり、前年度に比し、129億円（80.1%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

区 分		平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)	
一	一般 会計 債	32	161	△	129
1	公 営 住 宅 建 設 事 業	30	158	△	128
2	一 般 単 独 事 業	2	3	△	1
	一 般	2	3	△	1
	合 計	32	161	△	129

(2) 地方債計画

平成30年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成30年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

区 分		平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)	
一	一 般 会 計 債				
1	公 営 住 宅 建 設 事 業	30	158	△	128
2	災 害 復 旧 事 業	9	18	△	9
3	一 般 単 独 事 業	2	3	△	1
二	公 営 企 業 債				
1	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	0	1	△	1
2	下 水 道 事 業	12	8		4
三	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(4)	(5)	(△	1)
	総 計	(4)	(5)	(△	1)
		53	188	△	135
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△	129
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△	6

資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	36	135	△	99
地方公共団体金融機構資金	17	53	△	36
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(4)	(5)	(△	1)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を55億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1兆1,079億円であり、前年度に比し、1,763億円（13.7%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)		(%)	
I 給与関係経費	84	96	△	12	△	12.5
II 一般行政経費	2,950	4,200	△	1,250	△	29.8
1 国庫補助負担金等を伴うもの	2,153	3,374	△	1,221	△	36.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	797	826	△	29	△	3.5
III 公債費	55	43		12		27.9
IV 投資的経費	7,810	8,341	△	531	△	6.4
1 直轄事業負担金	677	766	△	89	△	11.6
2 公共事業費	6,931	7,201	△	270	△	3.7
3 一般事業費	202	374	△	172	△	46.0
V 公営企業繰出金	180	162		18		11.1
歳出合計	11,079	12,842	△	1,763	△	13.7

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 12	△ 10	III 公債費	12	12
1 職員数による増減	△ 12	△ 10	VI 投資的経費	△ 531	△ 333
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	△ 89	△ 89
II 一般行政経費	△ 1,250	△ 80	2 公共事業費	△ 270	△ 72
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 1,221	△ 51	3 一般事業費	△ 172	△ 172
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 29	△ 29	V 公営企業繰出金	18	18
			歳出増減額の合計	△ 1,763	△ 393

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	84	0.8	96	0.7
2 一 般 行 政 経 費	2,950	26.6	4,200	32.7
3 公 債 費	55	0.5	43	0.3
4 投 資 的 経 費	7,810	70.5	8,341	65.0
5 公 営 企 業 繰 出 金	180	1.6	162	1.3
歳 出 合 計	11,079	100.0	12,842	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、84 億円であり、前年度に比し、12 億円 (12.5%) 減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度に比し 130 人減員の 870 人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、70 億円を計上しており、前年度に比し、10 億円減少している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し 22 人減員の 170 人を見込むことにより、14 億円となり、前年度に比し、2 億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、2,950 億円であり、前年度に比し、1,250 億円 (29.8%) 減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、2,153 億円であり、前年度に比し、1,221 億円 (36.2%) 減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
災害等廃棄物処理事業費補助金	-	-	-	598	66	664 △	598 △	66 △	664
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	47,938	-	47,938	123,746	-	123,746 △	75,808	- △	75,808
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	14,960	7,330	22,290	21,000	10,330	31,330 △	6,040 △	3,000 △	9,040
災害救助費等負担金	16,191	8,336	24,527	22,265	9,354	31,619 △	6,074 △	1,018 △	7,092
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	10,053	3,939	13,992	11,837	4,221	16,058 △	1,784 △	282 △	2,066
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,549	-	1,549	1,871	-	1,871 △	322	- △	322
そ の 他	100,887	4,138	105,025	127,297	4,815	132,112 △	26,410 △	677 △	27,087
合 計	191,578	23,743	215,321	308,614	28,786	337,400 △	117,036 △	5,043 △	122,079

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、797億円であり、前年度に比し、29億円(3.5%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分129億円、条例減免分62億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分212億円を合算した403億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等394億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、55億円(元金償還金44億円、利払費11億円)であり、前年度に比し、12億円(27.9%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
平成30年度償還金(A)			平成29年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
44	11	55	26	17	43	18	△ 6	12

4 投資的経費

投資的経費の総額は、7,810億円であり、前年度に比し、531億円（6.4%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は677億円であり、前年度に比し、89億円（11.6%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、6,931億円であり、前年度に比し、270億円（3.7%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、202億円を計上しており、前年度に比し、172億円（46.0%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成30年度(A)			平成29年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	4,192	2,096	6,288	4,564	2,282	6,846	△ 372	△ 186	△ 558
地域連携道路事業費	148,786	52,352	201,138	174,201	57,645	231,846	△25,415	△ 5,293	△30,708
港 湾 改 修 費	17,623	12,329	29,952	20,405	15,139	35,544	△ 2,782	△ 2,810	△ 5,592
河川等災害復旧費	6,433	199	6,632	6,778	210	6,988	△ 345	△ 11	△ 356
そ の 他	19,164	721	19,885	26,726	1,293	28,019	△ 7,562	△ 572	△ 8,134
合 計	196,198	67,697	263,895	232,674	76,569	309,243	△36,476	△ 8,872	△45,348

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成30年度(A)			平成29年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	24,893	41,790	66,683	12,134	22,715	34,849	12,759	19,075	31,834
社会資本整備総合交付金	96,079	77,665	173,744	108,952	87,573	196,525	△12,873	△ 9,908	△22,781
東日本大震災復興交付金	57,714	3,990	61,704	48,134	11,026	59,160	9,580	△ 7,036	2,544
河川等災害復旧事業費補助	97,431	3,627	101,058	99,836	5,237	105,073	△ 2,405	△ 1,610	△ 4,015
福島再生加速化交付金	82,847	28,621	111,468	80,671	30,030	110,701	2,176	△ 1,409	767
そ の 他	116,370	62,085	178,455	145,404	68,466	213,870	△29,034	△ 6,381	△35,415
合 計	475,334	217,778	693,112	495,131	225,047	720,178	△19,797	△ 7,269	△27,066

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、180億円であり、前年度に比し、18億円（11.1%）増加している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

		(単位 億円)		
区	分	平成30年度(A)	平成29年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水道事業	6	11	△ 5
2	下水道事業	174	151	23
3	ガス事業	0	0	△ 0
	合 計	180	162	18

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、9,151億円であり、前年度に比し、1,498億円（14.1%）減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

		(単位 百万円)								
区	分	平成30年度(A)			平成29年度(B)			増減額(A)－(B)		
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
	災害救助費等負担金	16,191	8,336	24,527	22,265	9,354	31,619	△ 6,074	△ 1,018	△ 7,092
	災害等廃棄物処理事業費補助金	-	-	-	598	66	664	△ 598	△ 66	△ 664
	河川等災害復旧事業費補助	97,431	3,627	101,058	99,836	5,237	105,073	△ 2,405	△ 1,610	△ 4,015
	社会資本整備総合交付金	96,079	77,665	173,744	108,952	87,573	196,525	△ 12,873	△ 9,908	△ 22,781
	循環型社会形成推進交付金	24,893	41,790	66,683	12,134	22,715	34,849	12,759	19,075	31,834
	東日本大震災復興交付金	57,714	3,990	61,704	48,134	11,026	59,160	9,580	△ 7,036	2,544
	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	47,938	-	47,938	123,746	-	123,746	△ 75,808	-	△ 75,808
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	14,960	7,330	22,290	21,000	10,330	31,330	△ 6,040	△ 3,000	△ 9,040
	福島再生加速化交付金	82,847	28,621	111,468	80,671	30,030	110,701	2,176	△ 1,409	767
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	1,549	-	1,549	1,871	-	1,871	△ 322	-	△ 322
	その他の	229,193	74,924	304,117	286,701	82,680	369,381	△ 57,508	△ 7,756	△ 65,264
	合 計	668,795	246,283	915,078	805,908	259,011	1,064,919	△ 137,113	△ 12,728	△ 149,841

**第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費**

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	2,098	3,942	6,040
地方財政法第10条の2	関係経費	60,130	48,216	108,346
地方財政法第10条の3	関係経費	172,528	13,872	186,400
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	234,756	66,030	300,786

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,883	3,766	5,649
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	176	176	352
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	-	-	-
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	39	-	39
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
	計	2,098	3,942	6,040
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	60,130	48,216	108,346
	計	60,130	48,216	108,346
10の3 1	災害救助事業に要する経費	16,191	8,336	24,527
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	176	176	351
3～9	災害復旧事業に要する経費	156,162	5,361	161,523
	計	172,528	13,872	186,400
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,035億円であり、前年度に比し、89億円（9.4%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	728	720	8	1.1
II	一般財源充当分	306	225	81	36.0
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	1,035	946	89	9.4

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	平成30年度		平成29年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	728	70.3	720	76.1
2	一般財源充当分	306	29.6	225	23.8
3	雑収入	1	0.1	1	0.1
	歳入合計	1,035	100.0	946	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、728億円であり、前年度と比し、8億円（1.1%）増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、306億円であり、前年度に比し、81億円（36.0%）増加している。

なお、平成30年度までの一般財源充当分の累計額は1,734億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,035億円であり、前年度に比し、89億円（9.4%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	(単位 億円)	
			増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
I 公 債 費	1,035	946	89	9.4
歳 出 合 計	1,035	946	89	9.4

第19表 歳出の増減事由

増 減 事 由	(単位 億円)	
	金 額	
	総 額	地方費
I 公 債 費	89	89
歳 出 増 減 額 の 合 計	89	89

第20表 歳出の構成比

区 分	平成30年度		平成29年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 公 債 費	1,035	100.0	946	100.0
歳 出 合 計	1,035	100.0	946	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,035億円であり、前年度に比し、89億円（9.4%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成30年度償還金(A)			平成29年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)				
元	金	計	元	金	計	元	金	利	子	計
993	42	1,035	888	58	946	105	△	16		89